



こどもの遊び場遊具助成事業実施要綱

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会

1 目的

市内の自治会で設置、管理維持されているこどもの遊び場の遊具新設や危険度の高い遊具の補修に対し助成することにより、児童の健全育成と地域福祉の向上をめざすことを目的とする。

2 助成の対象

こどもの遊び場の遊具新設又は補修する市内の自治会。

新設については、前年度に当助成事業の新設助成を受けた自治会、又は本年度他の遊具整備補助等を受けた遊具は除く。

補修については、本年度他の遊具整備補助等を受けた遊具は除く。

なお、新設と補修の重複は認められない。

また、手作り遊具、地面等に固定されていない遊具、フェンス、ベンチ、看板等は対象としない。

ただし、新設時に既存遊具の撤去が必要な場合、その撤去費用は対象とすることができる。

3 助成金額

新設は15万円、補修は5万円を限度とし、事業費総額の1/2を予算の範囲内で助成するものとする。

ただし、100円未満は切り捨てるものとする。

4 申請方法

助成申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて東近江市社会福祉協議会総務課又は各事務所に提出する。

5 申請期限

予算の範囲内において、随時受付を行う。

6 助成の決定

助成の決定については社会福祉法人東近江市社会福祉協議会会長が審査決定し、申し込みの翌月末までに通知する。

7 事業の実施

遊具の補修・新設事業の着手については本会の助成決定通知日以降とする。

8 事業の報告

助成事業終了後、速やかに完了報告書ならびに請求書を提出する。

9 助成金の交付

助成金の交付は、完了報告書並びに請求書を受け取った翌月20日に交付する。ただし、助成の遂行が当年度内に不可能と認められるとき、あるいは助成金が目的外に使用されたときは、助成の取消又は助成金の返還を求めることができる。

附則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

この要綱は令和4年4月1日より施行する。